

資料1 京都府ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領の改正について

- ・ 年度を重ねるごとに、初回精密検査の件数は少なくなっているが、逆に定期検査の件数は増えている。京都府としては、その原因をどのように考えているのか？
- ・ 他府県でも同じような状況なのか？
- ・ 初回精密検査の実施件数が減少傾向にあるから、対象を広げるように制度変更になったのか？

- ・ 自治体を実施する肝炎ウイルス検査での陽性者は減少傾向にあり、初回精密検査の件数は比例して減少している。定期検査の助成については、毎年繰り返し利用される方も増えている。
- ・ 他府県の平成29年度と平成30年度のデータを比較すると、初回精密検査は同等あるいは減少、定期検査は同等あるいは増加の傾向にある。
- ・ 陽性と判ったきっかけによらず初回精密検査の助成が受けられるよう、令和元年度から令和2年度にかけて対象者の拡大が行われた。

資料2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について

令和2年度は合計5件ですが、要件を緩和することによって、京都府としてはどの程度の利用者増が見込まれると考えているのか。

- ・ 制度改正後は、京都府で年間150名程度の利用があると国の試算で見込まれている。

資料3 令和元年度・令和2年度 京都府の肝炎対策について

肝炎ウイルス検査件数の増減は。

年 度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2 [※]
保健所	298	217	268	308	375	487	380	254	238	356	382	179
委託医療機関	98	51	86	453	184	454	276	270	223	295	274	158
出張肝炎検査												91
合 計	396	268	354	761	559	941	656	524	461	651	656	428

※単位：件。令和2年度は令和3年2月末時点

「2. 数値目標（無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数）」
 2016年度57、現状も57、施策目標（2023年度）が200である。20年度から変わっていない現状は何如か。その状況を見据えてどのような対策が考えられますか。

- ・ 次年度は、各市町村の肝炎ウイルス検査受託医療機関に声かけをし、委託医療機関を増やす取組みをしたい。

「2. 数値目標（個別勸奨実施医療機関数）」

21市町村（2017年度）、現状値は22市町村（令和2年度）、目標全市町村（2023年）…1市町村の増。今後の施策は？

- ・ 残る4市町村のうち、1市は全戸配布されるがん検診ガイドにおいて府が行う無料肝炎ウイルス検査の広報を掲載いただくことで個別勸奨に代えている。
- ・ 残り3市町村についても全戸配布される媒体への掲載や出張肝炎ウイルス検査の協働等を働きかけたい。

資料4 出張肝炎ウイルス検査について

- ・ 資料4の取り組みは先着50名が91名の受検につながり企画の成功となった。“ついでに”“予約なしで”“その場で”の仕組みはとてもよく、この成功体験を次の地域などでも拡大できる。“肺がん”などの“〇〇がん”検診との共同が関心につながります。
- ・ 受けた人も多く、良いイベントだと思うのでもっと機会や回数を増やしてもらいたい。
- ・ 次年度以降も、検（健）診会場での肝炎ウイルス検査実施について検討したい。

資料5 マンガを活用した肝炎ウイルス検査啓発について

肝炎ウイルス検査啓発にマンガや出張は良いと思うが、より積極的に SNS の活用が有効ではないかと考えますが、今後の取組についてどうお考えか。

- ・ 3月22日に京都府広報課公式 Twitter・Facebook への掲載を行った（別添1）。

京都市では、これまでから市民がより肝炎検査を受検しやすい環境の整備に努めてまいりました。

具体的には、肝炎ウイルス感染者が働く世代に多いことから、平成29年度以降、身近な医療機関における検査体制の拡充に努めており、協力医療機関数を2箇所から416箇所（令和2年12月末現在）とすることで、利便性の向上を図っています。

今後も、協力医療機関の拡充に努めるとともに、京都府で御作成いただくマンガも活用し、検査の普及啓発に努めてまいりたいと考えています。

- ・ よろしく願いいたします。

資料6 肝炎コーディネーター制度について

- ・ 肝炎コーディネーターを養成して、目標 400 人に対し 128 人養成されている。コロナもあり、思うようには研修企画実施には至っていないかもしれない。残る約 280 人を 3 年間で育成されることとなりますが、人の異動等もありますので、今後も推移を見守りながら育成していただきたい。又、登録されたコーディネーターの人達のフォローアップ研修も必要かと思えます。
- ・ 肝炎コーディネーターの養成について、コロナ禍の影響か、行政職以外は今年度は実施できていないが、医療介護職以外に対し実施する計画はあるか。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は行政職のみの研修会開催となったが、次年度以降はWEB会議システムも活用しながら、肝炎コーディネーターを養成していきたい。
- ・ 今後の研修会の対象としては、歯科医師、臨床検査技師、薬剤師等の医療関係者等を考えており、関係団体と調整の上、検討して参りたい。
- ・ 既に認定を受けている肝炎コーディネーターの活動状況報告においても、「肝炎について継続的に学ぶ場がほしい」という意見が複数あった。行政の制度改正については、「肝炎コーディネーター通信」を発行し、随時情報提供を行っている。今後は、拠点病院等が開催する市民公開講座等の情報について、肝炎コーディネーターに提供したい。

過去の会議で、コーディネーターの更新をどうするか、資格を示すカードを作るか、などを話し合ったように思います。その結果、現在の制度がどうなっているのか、規約を示していただきたく思いました。

- ・ 京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第 5 条第 6 号において、「京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して 3 年後までとする。なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して 3 年後まで延長することができる。」と定めている（別添 2）。
- ・ 認定時には、認定証とともに、資格を示すカードを発行している（別添 3）

啓発で集団予防接種による感染の給付金の話題が一定程度あると思う。名古屋では、肝炎コーディネーター研修会で弁護団から訴訟の歴史や枠組みについての話をされており、京都府でも一定数の質問があれば、コーディネーターの方々に肝炎訴訟の歴史や枠組みについて、知ってもらっても良いのではないかと思うので、是非検討してもらいたい。

- ・ 現在のところ、訴訟に関する質問はほとんどないが、今後質問が増えるようであれば検討したい。
- ・ なお、研修会では、B 型肝炎訴訟の給付金チラシの提供と、大阪弁護団の連絡先の紹介を行っている。

別添 1

京都府広報課公式 Twitter
@PrefKyotoPR フォロワー約 9 万人

京都府広報課公式 Facebook
<https://www.facebook.com/kyotopref>



京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、
歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
 - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 肝炎患者及びその家族

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
 - (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して3年後までとする。

なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して3年後まで延長することができる。
- 7 京都府肝炎コーディネーターは認定期間中に、やむを得ない事情により活動の休止を希望する場合は知事に申し出ることとする。その場合、認定期間内に再度申し出があれば活動を再開することができる。

(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30分以上	肝疾患の基本的な知識
35分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
15分以上	相談支援体制
15分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第 1 号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏 名)

㊟

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第 5 条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏 名	
所 属 機 関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名) ----- 京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職 種	
研 修 受 講 日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されましたので、京都府肝炎コーディネーターに認定します

年 月 日

京都府知事 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと

<表面>

**私は、京都府の
肝炎コーディネーター
(啓発担当) です！**



**肝炎でお困りごとが
あればご相談ください！
氏名：**

<裏面>

【医療に関する相談】

京都府立医科大学附属病院 肝疾患相談センター

☎ 075-251-5171

京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター

☎ 075-751-4701

【助成制度に関する相談】

京都府健康福祉部健康対策課 ☎075-414-4766

有効期間： 令和 年3月31日 まで

引き続き認定を希望する場合は再認定の手続きを行って下さい。